

浦添市地域包括支援センター業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

令和8年8月14日

No.	質問事項	回 答
1	包括職員が指定介護予防支援（プラン作成）担当をした際、プラン料を給与へ反映してよいか。	包括職員が担当した介護予防支援費は、地域包括支援センターの収入となり、包括職員の給与や事業運営のための経費とすることは差支えありません。
2	現在、浦添中学校区の地域包括支援センターさっとんの設置場所は、浦添市経塚ゆいまーるセンターとなっているが、今後も委託を受けた場合はゆいまーるセンターに設置することができるのか。	浦添中学校区の地域包括支援センターは、浦添市経塚ゆいまーるセンターに設置することとなっております。（浦添市経塚ゆいまーるセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第5号）第3条） 使用する際の費用負担等（維持管理費含む）については、別途協議となります。